

熊取町避難行動要支援者支援プラン (全体計画)

平成 27 年 12 月

熊取町

目 次

第1章 はじめに	1
1 プランの目的	1
2 プランの位置づけ	1
3 用語の定義	2
4 本町で想定される災害の種別	4
5 「自助」・「共助」・「公助」のあり方	4
6 避難支援の取組手順	5
第2章 地域との連携による避難支援体制の整備について	6
1 基本的な考え方	6
2 本町における避難支援体制	6
3 避難支援等関係者の役割分担	6
4 避難支援者の役割分担	7
5 避難支援等関係者及び避難支援者の留意事項	7
6 時間経過に伴う避難支援体制	8
第3章 要支援者名簿の作成等について	10
1 基本的な考え方	10
2 要支援者名簿の作成	10
3 意思確認の実施	11
4 同意者名簿の提供	11
5 要支援者名簿の提供	12
6 要支援者名簿の更新	12
第4章 要支援者の個別計画の策定等について	13
1 基本的な考え方	13
2 個別計画の策定	13
3 防災訓練の実施	15
4 平常時の見守り活動等の実施	15
5 個別計画の見直し	15
第5章 発災時における避難支援等について	16
1 基本的な考え方	16
2 要支援者の避難行動支援及び安否確認	16
3 多様な情報伝達手段の確保	17
4 要支援者の移送	17
5 指定避難所での要支援者の引継ぎ	18
6 避難生活支援	18
【参 考 様 式】	19

第1章 はじめに

1 プランの目的

近年、地震、集中豪雨や台風による風水害などにより全国各地で大規模な災害が発生している。なかでも平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、それまでの想定をはるかに上回る巨大な津波が発生し、東北地方の太平洋沿岸部を中心に甚大な被害をもたらした。

被災地全体の死者のうち、65歳以上の高齢者の死者数は約6割であり、障がい者の死亡率は被災住民の死亡率の約2倍に上った。また、消防職員、消防団員及び民生委員児童委員などの避難支援に携わる方々も多数犠牲となった。

こうした東日本大震災の教訓を踏まえ、国において平成25年6月、災害時に自ら避難することが困難となり得る高齢者や障がい者など、特に配慮を要する方々への適切な避難支援策の見直しなどを柱とした災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）の改正が行われた。

本町では、風水害や地震等の災害に備え、要支援者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、平常時から要支援者に関する情報を把握するとともに、防災情報の伝達手段・伝達体制の整備及び避難誘導等の支援体制を確立することを目的として、町単独で平成22年1月に「熊取町災害時要援護者支援計画」を策定し、要支援者の把握と支援者の確保に努めてきた。

本プランは、法の改正を受け災害時に避難支援を要する方々の命を守るため、新たに避難行動要支援者名簿を活用した避難行動に係る支援体制やその方法等について「熊取町避難行動要支援者支援プラン（全体計画）」として取りまとめたものである。

東日本大震災等の大規模広域災害の発災時には、行政が全ての被災者を迅速に支援することが難しいこと、行政自身が被災して機能が麻痺するような場合があることが明確になった。そのような場合には、発災後しばらくの間は行政の支援をうけることなく、地域住民が自発的に避難行動を行ったり、地域コミュニティで助け合って、救助活動、避難誘導、避難所運営を行うことが重要になってくる。そのためには、平常時からの住民同士の繋がりが非常に重要となることから、「自助」・「共助」・「公助」の役割を踏まえつつ、日頃から地域における住民同士の顔の見える関係づくりなど地域の防災力の向上を目指して、本プランを策定した。

2 プランの位置づけ

本プランは、避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月内閣府(防災担当)策定）に基づき、本町の要支援者の避難支援に係る全体的な考え方を具体的に定めたものであり、熊取町地域防災計画の「第2編第2章第11節避難行動要支援者に対する支援体制の整備」についての内容を具体化したものである。

また、平成26年3月に策定した「熊取町第3次地域福祉計画」の基本施策3「地域福祉を推進するための仕組みづくり」で位置づけられた「避難行動要支援者および要援護者への支援体制づくり」の具体的な取組みとなるものである。

3 用語の定義

(1) 要配慮者

高齢者、障がい児者、妊産婦、乳幼児、外国人など、特に配慮が必要となる者をいう。

※法第8条第2項第15号

(2) 避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）

要配慮者のうち、生活の基盤が自宅にあり、かつ、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが著しく困難である者をいう。

※法第49条の10第1項

(3) 避難行動要支援者名簿（以下「要支援者名簿」という。）

要支援者について避難の支援、安否の確認その他の要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる名簿をいう。 (第3章－2で詳述)

※法第49条の10第1項

(4) 避難行動要支援者同意者名簿（以下「同意者名簿」という。）

避難行動要支援者名簿に掲載されている者のうち、避難支援等関係者に平常時から個人情報を提供することに同意した者の名簿をいう。

(5) 避難支援等関係者

要支援者の安否確認や避難誘導等を支援する団体をいう。 (第2章－3で詳述)

※法第49条の11第2項

(6) 避難支援

避難の支援をいう。なお、避難支援には次の3つの段階がある。

- 避難準備支援：平常時における家具の転倒防止及び非常持出品の準備の周知・啓発などの支援をいう。
- 避難行動支援：発災時における個別計画等に基づいた避難行動の支援をいう。
- 避難生活支援：発災時における避難所等での生活の支援をいう。

(7) 避難支援者

事前に定められた個別計画に基づき、主に要支援者の避難行動支援を行う者をいう。

(8) 個別計画

要支援者の特性や状況を記載するとともに、避難支援者や避難方法等の具体的な支援内容を定めたものをいう。

(9) 一時避難場所

町があらかじめ指定した、火災発生時に住民が一時的に避難できる場所をいう。

(10) 避難所

災害時に自宅が倒壊した場合や、水や電気等が使用できない場合に、一定期間を過ごす施設をいう。このうち、町があらかじめ指定した施設を「指定避難所」という。

(11) 福祉避難所

高齢者や障がい者など、一般的な避難所では生活に支障をきたす者（要配慮者）を受け入れる避難所をいう。

4 本町で想定される災害の種別

本町では、地震災害、風水害、原子力災害、林野火災、高層建築物・市街地災害、危険物等災害、大規模交通災害の7種類の災害を想定して熊取町地域防災計画を策定している。

避難支援の方法はこれら災害の種別に応じて変わってくるが、本プランは、避難までに時間的余裕がないと考えられている災害（地震災害）と避難までに時間的余裕があると考えられている災害（風水害）の二種類の災害を想定したプランとする。

（1）地震災害

現在の科学的な知見では、地震の発生時期を予想することは困難なため、地震等が発生した場合、避難の時間的余裕はないと考えられる。地形から熊取町では津波による被害は想定されていないものの、時間帯によっては、職場等において津波の被害にあう住民の数も少なくはない。

平成26年3月に大阪府が公表した南海トラフ巨大地震による市区町村別の最大震度では、本町の最大震度は6弱となっていて、家屋の倒壊は、全壊、半壊を合わせると990棟となっていて、

（2）風水害（台風、集中豪雨、土砂災害等）

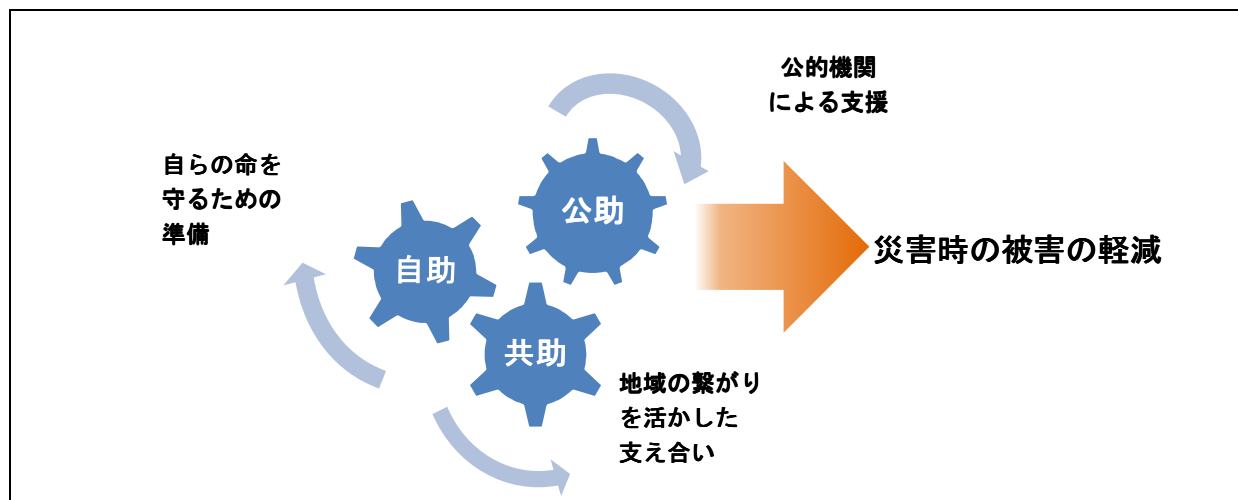
本町ではこれまで、地勢や地形などを背景として、台風や集中豪雨などによる洪水や土砂災害などによる大規模な被害はあまり発生していない。一般的に、風水害の場合は地震災害などに比べ、災害が発生するまでに避難の時間的余裕があると考えられているが、近年、ゲリラ豪雨などのように予測が困難な災害も多く発生しているため注意が必要である。

5 「自助」・「共助」・「公助」のあり方

要支援者の避難支援にあたっては、「自助」・「共助」・「公助」が連携し、災害時の被害の軽減を目指す必要がある。

- 自助：自分の身を守るために一人ひとりが日頃から備えること。
- 共助：住民同士や地域団体が協力し、支え合うこと。
- 公助：府や市町村等の公的機関による支援のこと。

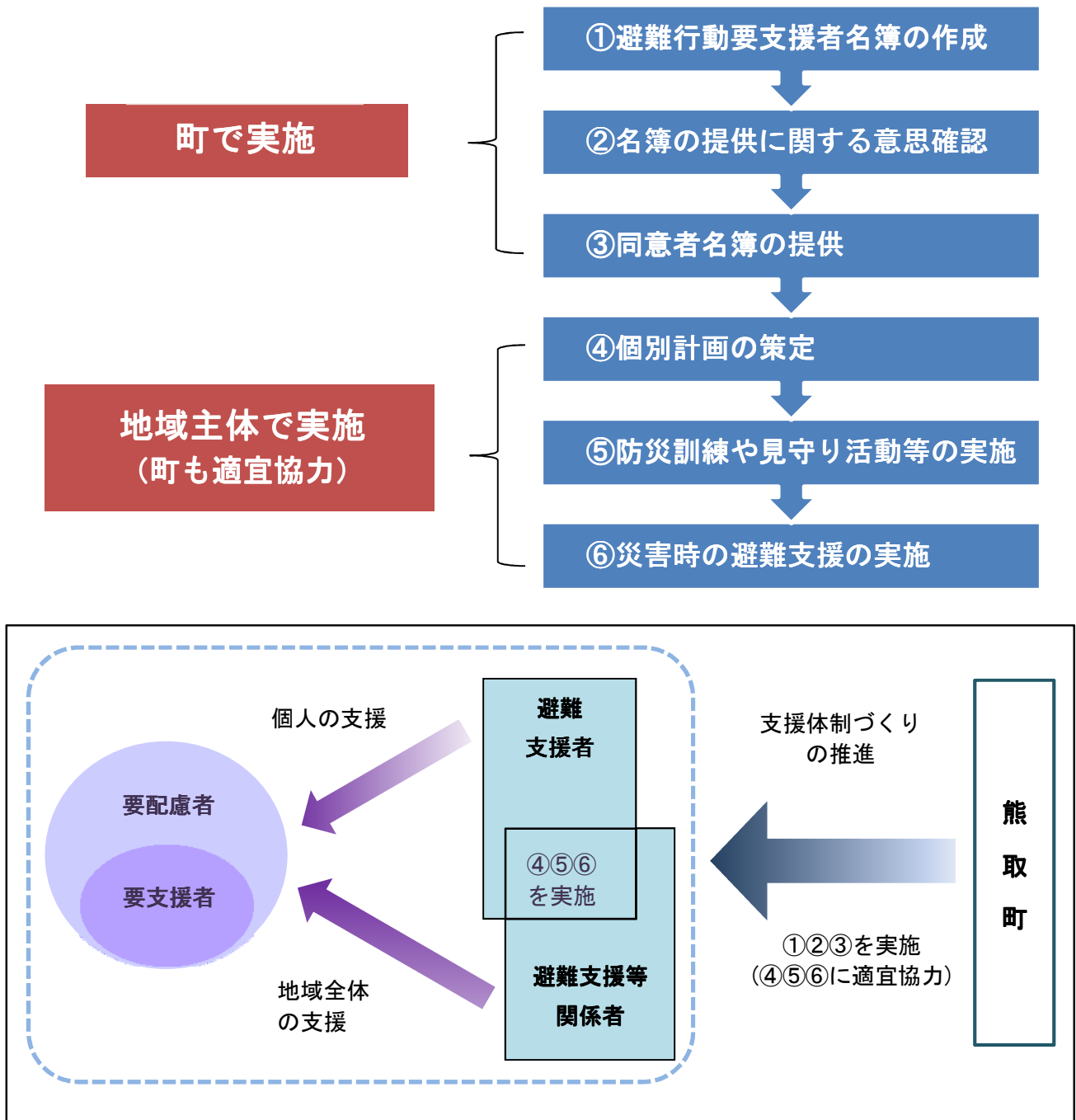
【図1】自助、共助、公助の連携



6 避難支援の取組手順

町は、要支援者名簿の情報を、平常時から外部提供することについての意思確認を要支援者本人に行い、同意が得られた同意者名簿を避難支援等関係者に提供する。その後、地域が主体となって要支援者ごとの個別計画の策定や防災訓練等を実施する。このような町と地域の連携によって、災害時に、より実効性の高い要支援者の避難支援を実現する。

【図2】避難支援の取組手順と要配慮者、要支援者、避難支援等関係者、避難支援者の関係



第2章 地域との連携による避難支援体制の整備について

1 基本的な考え方

支援体制や役割分担は、時間の経過によって変化するため、本プランでは、災害時の救命活動において生存率が急激に低下するといわれ、かつ、地域外からの公的機関による支援が始まる時期とされる発災後 72 時間をひとつの転換点ととらえ、「平常時（発災前）」、「発災時（発災直後から概ね 72 時間）」、「発災後（発災 72 時間以降）」の 3 つの段階に分けて整理することとする。

2 本町における避難支援体制

（1）町の体制

町においては、要支援者名簿の作成・更新や個人情報の提供についての意思確認を行う健康福祉部、地域で多様な立場の住民が参加した防災訓練が継続的に実施されるよう啓発活動や相談への対応、訓練実施のサポート等を行う企画部、避難対策等を行う総務部などの関係部局が連携しながら、避難支援等関係者とともに避難支援体制の整備を行う。

（2）地域等との連携

町は、要支援者の避難支援について、平常時から避難支援等関係者と十分な協議を行っていく。

また、要支援者の避難支援においては、介護サービス事業者や障がい福祉サービス事業者（以下「福祉事業者」という。）、障がい等の当事者団体及び専門職ボランティア等も、行政による公助や地域の共助では賄えない、きめ細やかで重要や役割を担うと考えられる。そのため、これらの団体等についても、平常時からの要支援者の避難支援についての地域住民への周知・啓発等、及び災害時における情報伝達、安否確認、緊急入所等についての協力体制を確立していくものとする。

3 避難支援等関係者の役割分担

（1）避難支援等関係者となる団体

ア	自治会	カ	泉州南消防組合
イ	自主防災組織	キ	消防団
ウ	民生委員児童委員協議会	ク	大阪府警察
エ	社会福祉協議会	ケ	その他町長が認めた団体
オ	地区福祉委員会		

（2）避難支援等関係者の役割

①上記（1）ア～オ及びケの団体は、町から提供された同意者名簿を活用しつつ、必要に応じて互いに連携を持ち、役割分担を図りながら、主に以下のことに取り組む。

- 平常時：声かけなど見守り活動を通じて取組の周知を図り、要支援者への個別訪問、「個別計画」の策定、避難経路の確認、防災訓練などを、地域住民や地域内の各組織と連携して行う。
- 発災時：避難支援者とともに要支援者の避難支援を行う。また、指定避難所等において要支援者の安否確認などに当たる。
- 発災後：要支援者の避難生活への支援や相談に応じる。

②上記（１）カ〜クの団体は、町から提供された同意者名簿を活用しつつ、主に以下のことに取り組む。

- 平常時：防災に関する住民への啓発活動や防災訓練などに取り組む。
- 発災時・発災後：消防・救助活動や安否確認などに当たる。

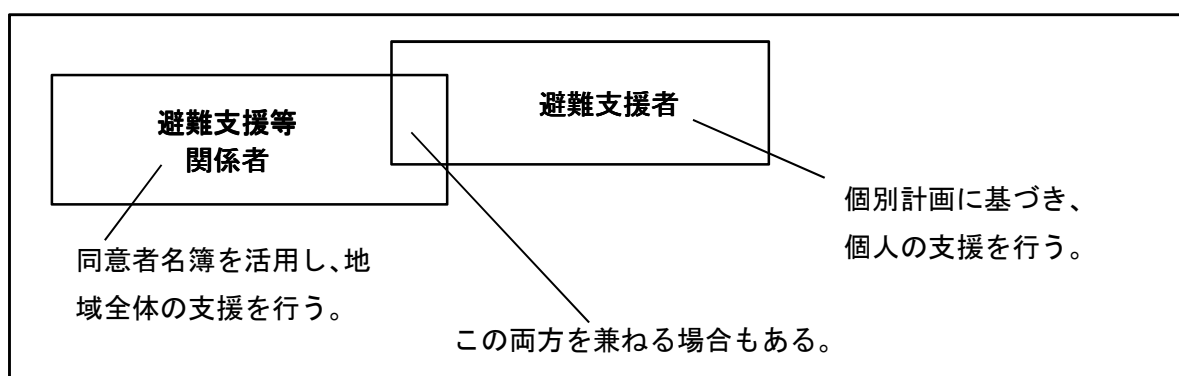
（３）コーディネーターの役割

町から同意者名簿の提供を受けた後、上記①における避難支援等関係者間で十分な議論を行い、当該関係者の中から、コーディネーターを選定するものとする。なお、コーディネーターは、平常時の要支援者と避難支援者をつなぐ調整役として、個別計画策定等における中心的な役割を担う。

４ 避難支援者の役割分担

避難支援者は、平常時から避難支援等関係者と連携しつつ、要支援者本人と地域の防災訓練に参加するとともに、発災時等には個別計画に基づいて要支援者の避難行動支援を行う。

【図３】避難支援等関係者と避難支援者の整理



５ 避難支援等関係者及び避難支援者の留意事項

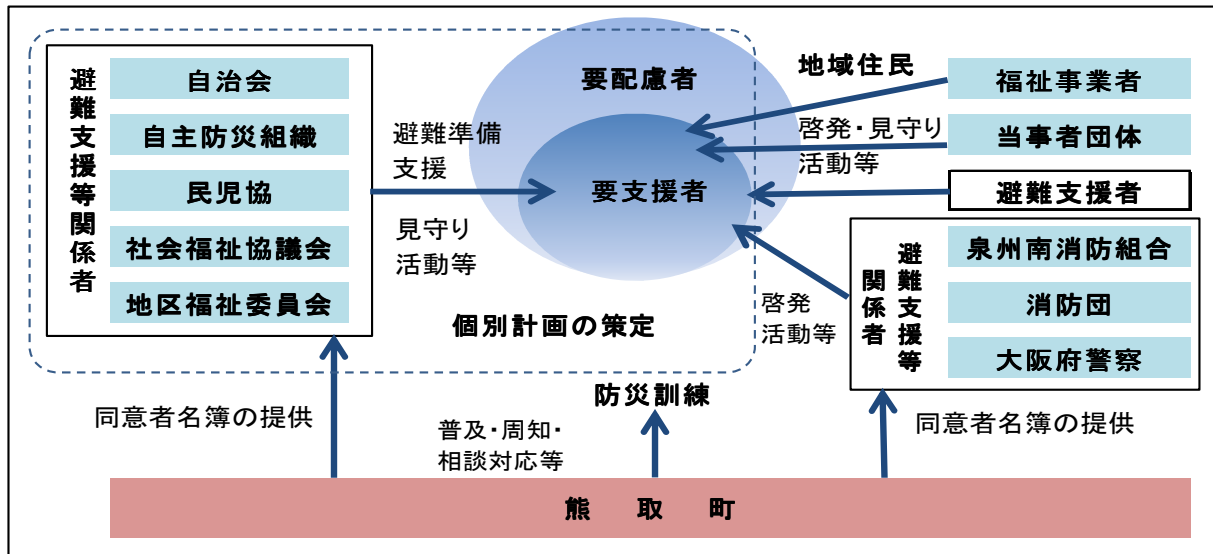
発災時の避難支援については、避難支援等関係者及び避難支援者は、本人やその家族の生命・身体の安全確保を最優先として、可能な範囲で要支援者の避難支援を行うものとする。

6 時間経過に伴う避難支援体制

(1) 平常時における支援

平常時は、町が要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者へ同意者名簿の提供を行う。また、避難支援等関係者が中心となって、町から提供された同意者名簿に基づき個別計画の策定を行う。さらに、支援の実効性を高めるため、町、避難支援等関係者及び避難支援者が連携して防災訓練、見守り活動等を実施する。

【図4】 平常時のイメージ

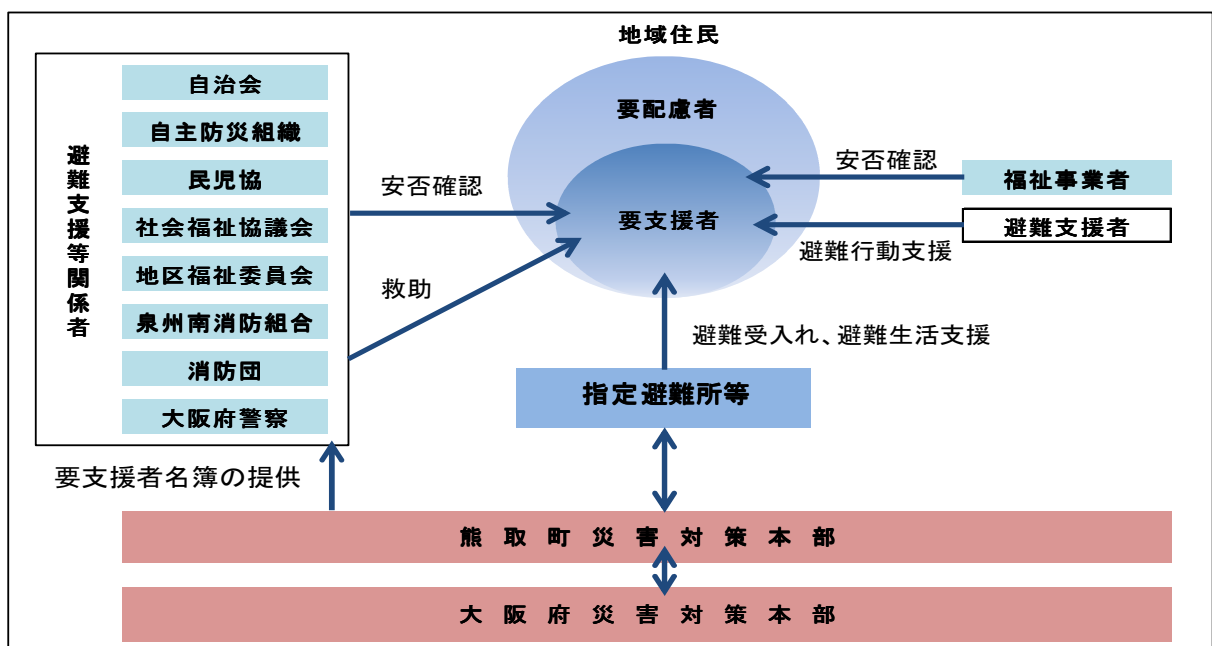


(2) 発災時における支援

発災時は、避難支援者が個別計画に基づく要支援者の避難行動支援を行うとともに、避難支援等関係者が要支援者名簿に基づき安否確認及び救助活動を行う。

また、町が指定避難所等において、要支援者の避難生活支援を開始する。

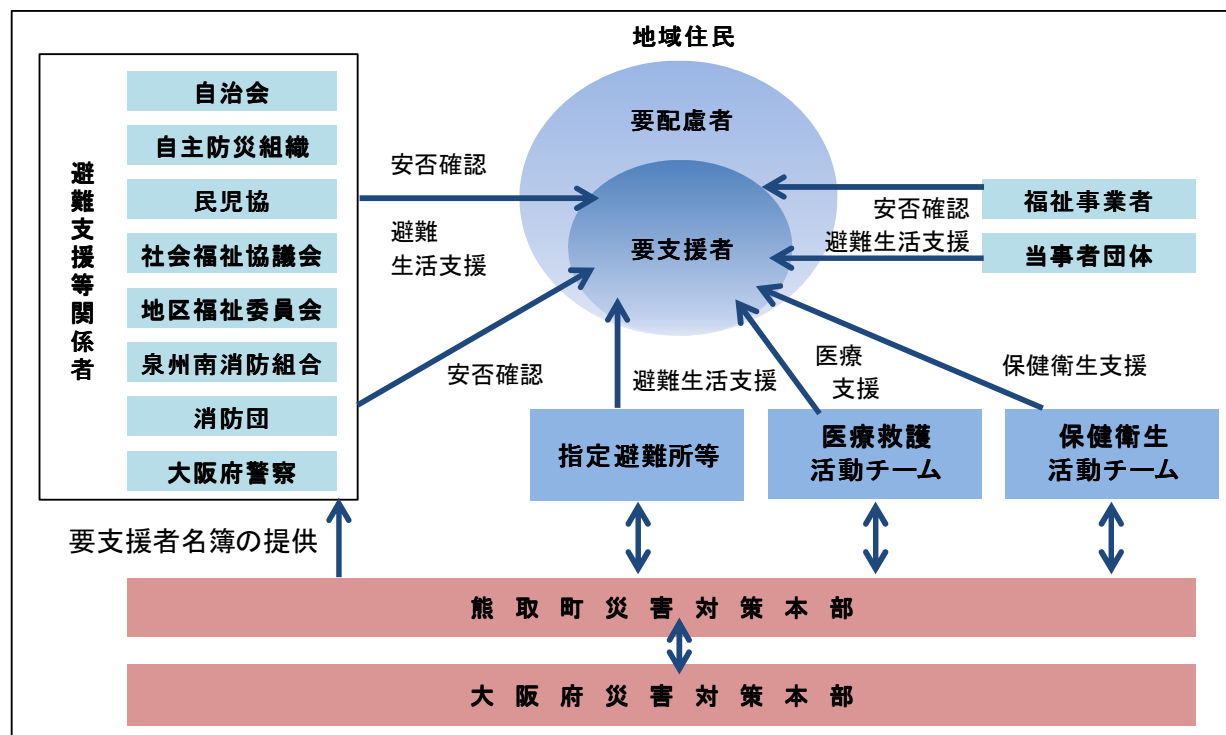
【図5】 発災時のイメージ



(3) 発災後における支援

発災後は、町及び避難支援等関係者が指定避難所、福祉避難所等において要支援者の避難生活支援を行うとともに、公助による要支援者の特性に応じた健康相談などの専門的支援を行う。

【図6】 発災後のイメージ



第3章 要支援者名簿の作成等について

1 基本的な考え方

法においては、市町村に要支援者名簿の作成が義務付けられ、平常時から外部提供することについて本人の同意を得た同意者名簿については、避難支援等関係者にあらかじめ提供すること、また、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、要支援者の生命・身体を災害から保護するために特に必要があると認められるときは、避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者その他の者に対し、本人の同意がなくとも要支援者名簿の提供ができることが規定(法第49条の11第3項)されている。このため、町は、地域において一人でも多くの要支援者の生命・身体を守るため、法の規定に基づき、要支援者名簿の作成やその活用策の検討を進めていく。

2 要支援者名簿の作成

(1) 要支援者名簿に掲載する者の範囲

生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者とする。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 介護保険制度において要介護3、要介護4、要介護5と認定された者(2) 身体障がい者手帳1級・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障がい者（心臓、じん臓機能障がいのみで該当する者は除く）(3) 療育手帳Aを所持する知的障がい者(4) 精神障がい者保健福祉手帳1級・2級を所持する者で単身世帯の者(5) 町の生活支援を受けている難病患者(6) 自治会が支援の必要を認めた者(7) その他、災害時の自力避難に不安を抱く者で町長が必要と認めた者 |
|---|

(2) 要支援者名簿の記載事項

要支援者名簿には以下の情報について記載する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 氏名(2) 生年月日(3) 性別(4) 住所または居所(5) 電話番号その他の連絡先(6) 避難支援等を必要とする事由(7) 上記以外に避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項 |
|--|

(3) 要支援者名簿作成に関する関係部署の連携

要支援者名簿は、関係各課で把握している要配慮者情報を健康福祉部において集約し、住民基本台帳の情報を基に整理して作成する。なお、町で把握できていない情報については、府に対し情報提供を求める。

(4) 要支援者名簿に関する町の責務

町は、要支援者のプライバシーを保護するとともに、避難支援そのものに対する信頼性を担保するため、要支援者名簿を適正に管理する。

3 意思確認の実施

町は、要支援者名簿の情報を平常時から外部提供することについての意思確認を行うため、要支援者本人に対して郵送や戸別訪問などにより直接的な働きかけを行うものとする。その際には制度の趣旨や内容を説明するとともに、その必要性の理解を求める。

重度の認知症や障がい等により、個人情報の取り扱いに関して同意したことによって生ずる結果について判断できる能力を有していない場合などは、親権者や法定代理人等から同意を得る。

※重度の認知症や障がい等により本人が判断できない場合などは、親権者や法定代理人等から同意を得て差し支えないことが国からの通知（平成 25 年 6 月 21 日付け 府政防第 559 号・消防災第 246 号・社援総発 0621 第 1 号）で示されている。

4 同意者名簿の提供

(1) 同意者名簿の事前提供

町は、平常時から外部提供することについて本人の同意が得られた同意者名簿については、避難支援等関係者に限り、あらかじめ提供するものとする。なおその際には、守秘義務や個人情報の取り扱いに関する研修・指導を行うとともに、継続的に管理状況等を確認・指導する。

(2) 同意者名簿の適正管理

町からあらかじめ同意者名簿の提供を受けた避難支援等関係者は、以下の事項を遵守し、同意者名簿の適正管理に努めなければならない。

- 個人情報の安全管理の徹底
 - ・当該団体中での管理者の限定
 - ・施錠可能な場所での保管
 - ・必要以上の複製・複写の禁止
 - ・管理情報の町への定期的な報告
- 利用及び提供の制限
 - ・避難支援等の目的以外の目的のために同意者名簿を利用しないこと。
 - ・当該団体以外の者に同意者名簿を提供しないこと。
- 守秘義務
 - ・同意者名簿及び避難支援活動等により知り得た個人の秘密を洩らさないこと。
(同意者名簿の提供を受けなくなった後も同様とする。)
- 研修等の受講
 - ・町の実施する個人情報の取扱いに関する研修等を受講するものとする。

5 要支援者名簿の提供

町は、発災時、発災後に特に必要があると認めるときは、避難支援等関係者その他の者に対して要支援者名簿を提供する。なお、発災時、発災後の要支援者名簿の提供先には自衛隊や他の都道府県警察からの応援部隊なども想定されることから、事前に協議等を行うことのできない他地域の支援団体等も含めて、発災後の円滑な要支援者名簿の提供や適正管理の仕組みについて検討を行う。

要支援者名簿の提供を受けた避難支援等関係者は、前述の「同意者名簿の適正管理」と同様、適正管理に努めなければならない。

6 要支援者名簿の更新

要支援者の状況は常に変化するため、町は、要支援者名簿を最新の状態に保つよう努める。

避難支援等関係者に町からあらかじめ提供する同意者名簿については、原則として年1回、先に提供している同意者名簿を差し替えて更新する。

第4章 要支援者の個別計画の策定等について

1 基本的な考え方

災害時に要支援者の生命・身体を守るためには、平常時から要支援者ごとに避難場所や避難経路等を含む具体的な避難支援の計画（個別計画）を策定しておくことが必要である。

その際、要支援者の状況には個人差があり、その特性に合わせた支援が必要となること、また、支援を行うものと支援を受ける者が互いに信頼に基づく顔の見える関係を築いていることが重要となることから、個別計画の策定は、それぞれの地域において、要支援者本人、家族及び避難支援等関係者の具体的な話し合いを通じて個々に進めていく。

町は、地域で策定された要支援者ごとの個別計画を地域と共有し、計画策定の進捗状況を適切に把握するとともに、地域での取組がより活性化するようサポートを行う。

なお、本町で想定される地震や風水害等では、避難方法及び避難支援者自身の被災状況等も異なってくるものが考えられるため、要支援者の状況や災害の種別にも配慮した個別計画を策定することとする。

2 個別計画の策定

（1）支援体制の確保

①地域における個別の話し合い

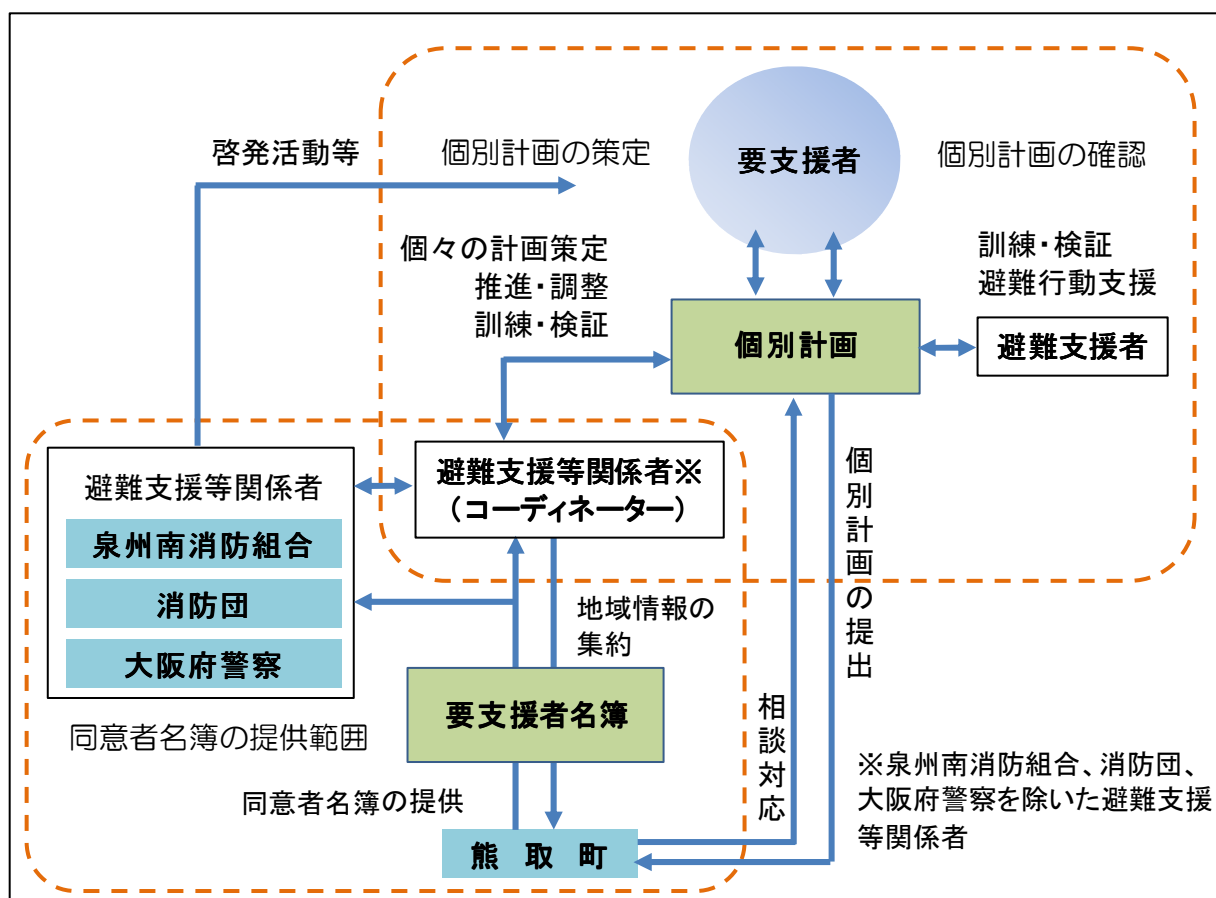
個別計画の策定に当たっては、町からあらかじめ提供された同意者名簿に基づき、避難支援等関係者は要支援者本人や家族を含めた個別の話し合いを実施し、具合的な支援方法の検討や支援に必要な情報の収集等を行う。また、避難支援等関係者の中から、地域の実情や特性に応じて、具体的な支援方法等を調整するコーディネーターを選定・配置することで、円滑な取組を図る。

町は、地域に対して、話し合いができる場の提供、自治会等を対象とした個別計画の策定に関する説明会の実施及び相談への対応など、地域での話し合いが活発に行われるためのサポートに努めるとともに、地域からの要支援者に関する情報の集約を行う。

②避難支援者の選定

避難支援者の選定は、要支援者本人、家族及び避難支援等関係者の具体的な話し合いを通じて個々に進めていく。避難支援者は、出来る限り近隣住民から選定し、原則として要支援者一人に対し二人以上とする。

【図 7】 要支援者、避難支援等関係者、避難支援者、行政の連携



(2) 災害の種別や要支援者ごとの避難場所と避難経路の選定

台風等の風水害の場合には、一般的には小・中学校の指定避難所へ避難することとなるが、災害の種別によっては避難場所も変わってくることから、個別計画策定時には、災害の種別に応じた避難場所等を記載する。

なお、避難経路については、浸水等の危険が予想される箇所を避け、車いすや担架、リヤカーなどで移動することも考慮した安全で効率的な経路を選定することが必要である。

(3) 個別計画の内容

個別計画では、「氏名」・「住所」・「連絡先」等のほか、災害の種別や要支援者に応じた「避難場所及び避難経路」・「避難方法」等を検討し、記載する。

(4) 個別計画の適正管理

地域で策定した個別計画は、町に提出するとともに要支援者本人、家族、避難支援者、自治会、民生委員児童委員で共有し、第3章－4－(2)における同意者名簿に準じて適正に管理するものとする。

3 防災訓練の実施

いざという時、迅速かつ適切な避難支援を実行するためには、平常時から地域の防災訓練に要支援者と避難支援者が可能な限り参加し、個別計画に基づく避難支援の訓練を繰り返し行っていくことが重要である。また、避難支援者や避難支援等関係者だけでなく、地域住民全体の理解と協力も必要である。

町は、地域において、多様な立場の住民が参加した防災訓練が継続的に実施されるよう、啓発活動や相談への対応、訓練実施のサポート等に努める。

4 平常時の見守り活動等の実施

災害時に地域の共助力を発揮するためには、平常時から住民同士の繋がりを強めておくことが重要であることから、避難支援等関係者は、平常時から同意者名簿を活用した要支援者への声かけや見守り活動を推進していく。こうした活動を通じて住民同士のコミュニケーションが活性化すれば、要支援者の状態の変化にも気づくことができ、よりきめ細かで実効性の高い避難支援が可能となる。

5 個別計画の見直し

防災訓練での課題や見守り活動等で気付いた要支援者の状態の変化に対応するため、避難支援等関係者は、個別計画を必要に応じて更新し、最新の状態に保つよう努める。

第5章 発災時における避難支援等について

1 基本的な考え方

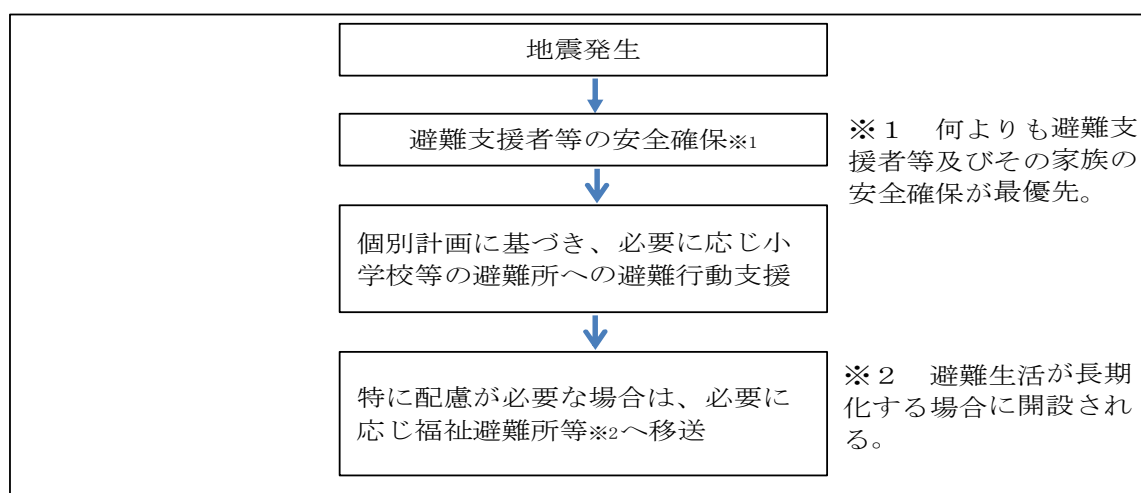
町は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、避難準備情報、避難勧告及び避難指示を発令する場合があるが、その際、避難支援者及び避難支援等関係者は可能な範囲で、要支援者への情報の提供、避難行動支援及び安否確認等を実施する。

特に、大規模災害発生時には、まずは要支援者本人や家族の自助、地域の共助による主体的な避難行動や避難支援が重要となる。ただし、避難支援者及び避難支援等関係者は、あくまでも善意と地域の支え合いの精神に基づき避難支援を行うものであり、発災時に避難行動支援ができない場合において、責任が伴うものではない。

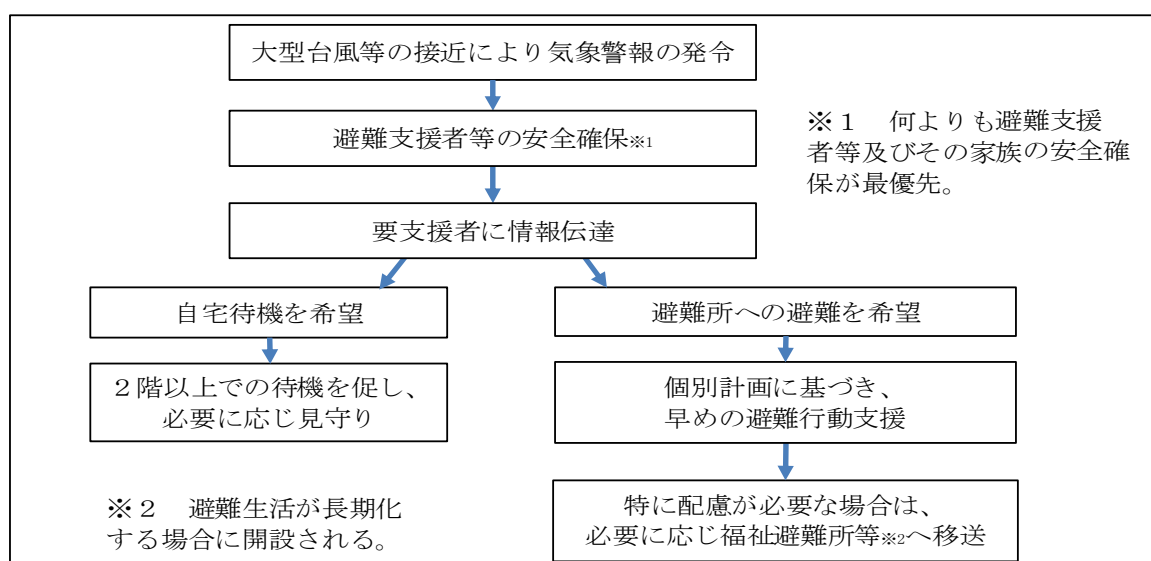
2 要支援者の避難行動支援及び安否確認

(1) 避難支援者等が行う発災時の行動イメージ

①地震（南海トラフ地震）等による発災など、避難の時間的余裕がない災害



②大型台風等による風水害など、避難の時間的余裕がある災害



(2) 発災時の安否確認

町は、避難支援等関係者その他の者に対して要支援者名簿を必要に応じて適切に提供するとともに、各団体等と連携して安否確認を実施する。

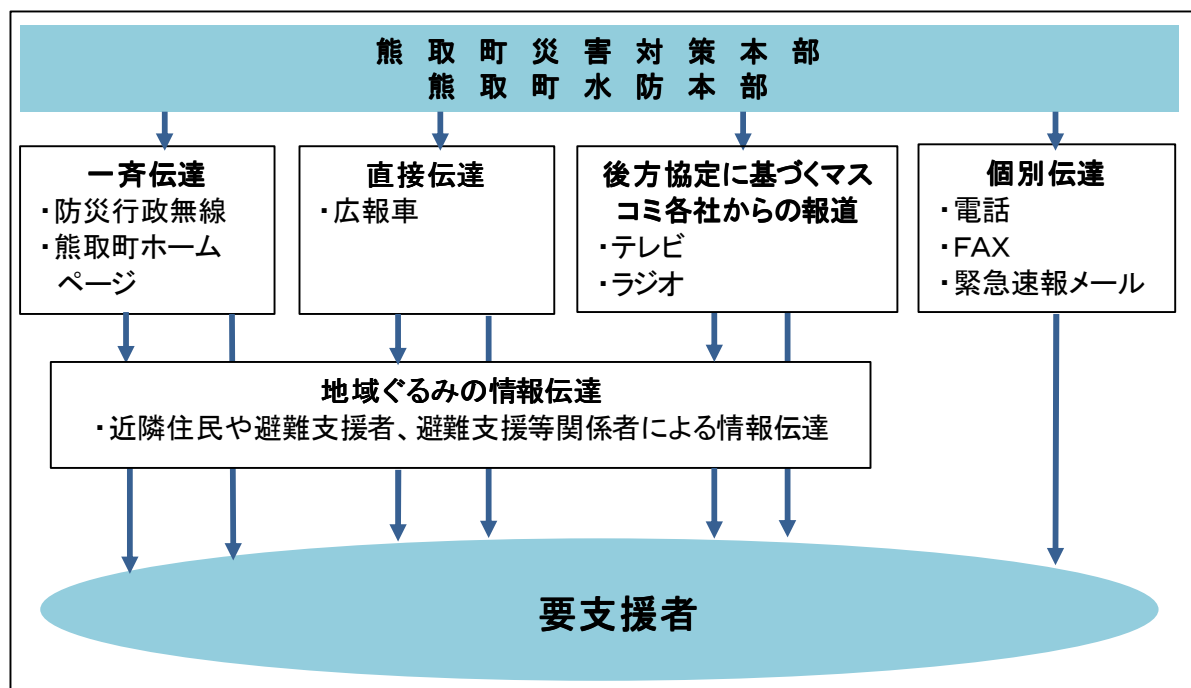
3 多様な情報伝達手段の確保

(1) 避難のための情報伝達

町は、要支援者等に対し正確かつ迅速に避難のための情報提供を行うため、個々の要支援者にとって適切な伝達手段を検討し、多様な情報提供の仕組みを構築する。

併せて、地域住民等との連携による伝達など、あらゆる手段を組み合わせ、伝達手段の整備に努める。情報伝達に当たっては、誰もが分かりやすい言葉や表現をもって伝達するとともに、同じ障がいであっても必要とする情報伝達の方法は異なることに留意する。

【図 8】避難情報の流れ



(2) 指定避難所等における情報伝達

避難後の指定避難所等での避難生活においては、個々の要支援者が必要な情報を確実に受け取ることができるよう、多様な伝達手段を検討する。

4 要支援者の移送

町は、指定避難所から福祉避難所等へ要支援者を適切に移送する手法等について検討を行う。

5 指定避難所での要支援者の引継ぎ

指定避難所の担当職員及び指定避難所運営において要配慮者の支援に関わる者は、避難支援者が要支援者を指定避難所まで誘導した後、避難所生活に必要な支援情報等の引継ぎを受ける。

6 避難生活支援

(1) 指定避難所における「自助」・「共助」・「公助」の連携の必要性

災害時には公助が十分に機能しない場合があることを踏まえ、指定避難所においては、避難者一人ひとりが主体的に運営に関わり、共に助け合いながら避難生活を送ることが求められる。

発災時、避難行動支援や救助活動によって助かった要支援者の生命・身体を避難後の生活で失うことがないように、平常時から構築された共助による支援体制と公助による支援とが連携して、指定避難所に加えて、指定避難所以外の集会所等に避難した者も含めて避難生活支援を行っていくことが必要である。

(2) 指定避難所等における避難生活支援

①設備等の整備

町は、指定避難所について、要配慮者の利用に配慮した施設や設備のバリアフリー化などの整備や改善に努める。

②心身の機能低下や様々な疾患の発生・悪化の防止

町は不自由な避難生活の長期化による避難者の生活機能及び日常生活動作（ADL）の低下や、避難所内の感染症、慢性疾患及びエコノミークラス症候群等の発症・悪化を防止するため、指定避難所等において必要な対策に努める。

③医療や福祉的な配慮及び支援

町は、医療や福祉的配慮の必要性の高い避難者のニーズ等を把握し、医療機関、社会福祉施設、福祉避難所等での支援の必要性を適切に判断するための仕組みや支援内容について、福祉事業者等と連携しながら検討を行う。

【 参 考 様 式 】

様式 1	熊取町まちぐるみ支援制度登録届出書兼同意書.....	21
様式 2	避難行動要支援者名簿.....	23
様式 3	避難行動要支援者同意者名簿.....	24
様式 4	避難行動要支援者個票兼個別計画書.....	25
様式 5	避難行動要支援者個別計画（裏面）.....	26
様式 6	避難行動要支援者登録申請書.....	27
様式 7	避難行動要支援者個別計画変更届出書.....	28

熊取町まちぐるみ支援制度登録届出書兼同意書

平成 年 月 日

熊取町長 あて

1. 避難行動要支援者は、避難支援者への情報提供に同意することにより、避難支援者（地域など）から災害発生時における避難行動の際の支援を受ける可能性が高まりますが、避難支援者自身や家族などの安全が前提のため、登録（同意）によって、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではなく、また、避難支援者は、法的な責任や義務を負うものではありません。
2. 私の登録情報を災害時の避難支援活動、安否確認などのほか、日頃の支援活動などを行うため、自治会、自主防災組織、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、地区福祉委員会、泉州南消防組合、消防団、大阪府警察などの避難支援等関係者、及び熊取町の関係部に提供することに同意します。

上記2点の内容を理解したうえで、私は「熊取町まちぐるみ支援制度」の趣旨に賛同し、避難行動要支援者登録することを、【あてはまる口に✓をつけてください。】

☐ 届出（同意）します

◎同意の意思について、変更の申し出がない限り自動継続とします。

◎地域の避難支援等関係者は、その名簿を利用して日常からの見守り・声かけ活動を行うとともに、災害時の支援体制づくりを行いますので、その際にご協力ください。

☐ 届出（同意）しません

住所：熊取町

登録者本人署名：

生年月日： 年 月 日

電話番号：

代理人署名（続柄）：（ ）

代理人住所：

代理人電話番号：

※本人が直筆できない場合又は未成年の場合は、代理の方の署名をお願いいたします。

■ 届出（同意）される方へ・・・・・・・・裏面の記入をお願いします。

■ 届出（同意）されない方へ 《参考までにその理由として、あてはまる口に✓をつけてください。》

- ☐ 自力で避難できる ☐ 施設に入所している
- ☐ 同居の人が支援してくれる ☐ その他
- ☐ 近所に支援してくれる人がいる

■ 【ここからは、届出（同意）される方のみご記入ください。】

ふりがな			生年 月日	明・大・昭・平・西暦	
氏 名	(男・女)			年 月 日	
住 所			自治会 (加入の場合)		
申請者 連絡先	自宅電話		FAX		
	携帯電話		メールアドレス		
同居人の有無	☐ あり (人) ☐ なし				
自力避難が 困難な理由	状況確認欄（あてはまる口に✓をつけてください） ☐ 介護保険制度による要介護状態区分が要介護3、4、5と認定された者 ☐ 身体障がい者手帳1級・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障がい者（心臓、じん臓機能障がいのみで該当する者は除く） ☐ 療育手帳Aを所持する知的障がい者 ☐ 精神障がい者保健福祉手帳1級・2級を所持する者で単身世帯の者 ☐ 町の生活支援を受けている難病患者 ☐ その他（上記には該当しないが同程度に自力避難が困難な者）				
緊急連絡先（登録及び情報を提供することについて同意を得たうえでご記入ください）					
氏 名	本人と の関係	住 所	連絡先		
			(自宅) (携帯)		
			(自宅) (携帯)		
留意事項（※支援活動を円滑にすすめるため、必要な事項をご記入ください）					
支援区分 (右のA～Cのいずれかを○で囲んでください)			A ・ B ・ C		
A……自力で動けない方 (例) 車いすなどのため、避難に介助が必要 B……自力で動けるが、歩行に不安がある方 (例) 足腰が弱く、あるいは身体が虚弱で、避難所まで同行が必要 C……自力で動けるが、情報入手や避難判断に不安がある方 (例) 自力で避難可能と思われるが、一人暮らしのため安否確認・声かけが必要					

避難行動要支援者名簿

地区：

番号	氏名	生年月日	性別	住所又は居所	電話番号 その他の連絡先	避難支援等を必要とする理由						備考
						要介護 3以上	障害者			難病患者	その他	
							身体	知的	精神			

避難行動要支援者同意者名簿

地区：

番号	氏名	生年月日	性別	住所又は居所	電話番号 その他の連絡先	避難支援等を必要とする理由						備考
						要介護 3以上	障害者			難病患者	その他	
							身体	知的	精神			

避難行動要支援者個票兼個別計画

地区

作成日 平成 年 月 日

要 支 援 者	氏 名	住 所	生年月日・性別	連 絡 先
				電話番号：
				携帯電話：
				申請区分：

緊 急 時 の 連 絡 先	氏 名	住 所	続 柄	連 絡 先
	1			電話番号：
				携帯電話：
	2	メールアドレス		F A X：
				電話番号：
				携帯電話：
メールアドレス				

避 難 支 援 者	氏 名	住 所	関係等	電 話 番 号
	1			
	2			
	3			
	4			

特 記 事 項	
------------------	--

避難行動要支援者 個別計画（裏面）

避難行動要支援者名（ ） 自治会名（ ）

同居人の状況	有（ ）人・無	家族構成など	
避難時に配慮しなくてはならない事項	（あてはまるものすべてに☑をつけてください。） ☐ 立つことや歩行ができない ☐ 音が聞こえない（聞き取りにくい） ☐ 物が見えない（見えにくい） ☐ 言葉や文字の理解がむずかしい ☐ 危険なことを判断できない ☐ 顔を見ても知人や家族とわからない ☐ その他		
指定避難所	避難経路図		
避難誘導時の留意事項			
避難所での配慮事項			
特記事項 （普段いる部屋や寝室の位置、避難済みの目印、かかりつけ医 など） ----- ----- ----- ----- -----			
この個別計画について、熊取町に提出したうえで、自治会、自主防災組織、民生委員児童委員協議会等の避難支援等関係者で共有することを了承します。 平成 年 月 日 氏名 _____			

- (1) 個別計画の情報は、災害時の避難支援活動、安否確認、見守り活動などの日頃の支援活動などに利用するものであり、それ以外の用途に使用したり、他に提供することを禁止します。
- (2) この個別計画は、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではなく、また避難支援者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

避難行動要支援者 登録申請書

平成 年 月 日

熊 取 町 長 様

熊取町避難行動要支援者支援プランに基づく支援を受けたいので、下記のとおり申請いたします。

なお、申請にあたり、下記の個人情報等を、避難支援等関係者（自治会、自主防災組織、民生委員児童委員協議会、地区福祉委員会、社会福祉協議会など）に提供することについて、

☐ 同意します。（平常時から情報提供します。）

☐ 同意しません。（災害発生時やそのおそれが高い場合にのみ情報提供します。）

記

申 請 者	フリガナ	性 別
	氏 名	男 ・ 女
	住 所 〒	
	生年月日 明・大・昭・平・西暦	年 月 日
	電話番号：	携帯電話：
	F A X：	メールアドレス：
申請理由		
緊急時の連絡先 ※必ず相手方の同意を、情報の提供も含めて得ておいてください。		
フリガナ		
氏 名	(続柄)	(続柄)
住 所		
電話番号		
携帯電話		
F A X		
メールアドレス		

避難行動要支援者 個別計画変更届出書

平成 年 月 日

熊 取 町 長 様

住 所 _____

氏 名 _____

電 話 _____ FAX _____

別添のとおり、熊取町避難行動要支援者支援プランに基づく個別計画の内容に変更が生じましたので届け出ます。

記

1. 変更内容

変 更 事 項	変 更 項 目	該当欄に○
避難行動要支援者	氏 名	
	住 所	
	連 絡 先	
	同居人の状況	
	避難時に配慮しなくてはならない事項	
	避難誘導時の留意事項等	
緊急時連絡先	氏 名	
	住 所	
	連 絡 先	
避 難 支 援 者	氏 名	
	住 所	
	連 絡 先	
そ の 他 ※ 内容を記載してください		

2. 現行の個別計画を見え消しで修正して、添付してください。